

一 時 預 か り 事 業

指 導 檢 查 基 準 (令 和 8 年 1 月 3 0 日 適 用)

世 田 谷 区

指導検査基準中の

「評価区分」

評価区分	評価区分	指導形態
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、文書指摘とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、次項の規定に基づく口頭指導とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、口頭指導とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書指摘とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、口頭指導とすることができる。</p>
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための助言指導を行う。

目 次

1 事業の内容の状況	1
(1) 事業の内容	1
(2) 虐待等の行為	2
(3) 休息等の状況	2
(4) 乳幼児突然死症候群の発症率を低くする 取組み及び睡眠中の事故防止	3
(5) 保護者との連絡状況	3
(6) 児童の安全管理の状況	4
(7) 事故発生時の対応	4
(8) 届出内容の変更（建物設備を除く。）	5
2 職員配置	5
3 建物設備等の管理	7
(1) 建物設備の状況	7
(2) 建物設備の安全、衛生	8

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号「一時預かり事業の実施について」	雇児発0717第11号
4	平成24年3月28日23世保育第1673号「世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱」	世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱
5	平成19年11月1日19世子家第588号「世田谷区ほっとステイ事業実施要綱」	世田谷区ほっとステイ事業実施要綱
6	平成24年3月31日23世保育第1674号「世田谷区一時預かり事業運営費補助要綱」	世田谷区一時預かり事業運営費補助要綱
7	平成30年3月30日29世保育第1840号「世田谷区単独一時預かり事業運営費補助要綱」	世田谷区単独一時預かり事業運営費補助要綱
8	平成28年3月31日27世保育第1003号「世田谷区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱」	世田谷区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱
9	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
10	令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号「一時預かり事業の実施について」	こ成保第191号
11	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
12	平成30年10月12日30日福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」	30福保子保第3635通知
13	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号
14	令和7年3月21日こ成安第44号・6教参考第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号
15	令和6年3月28日5福祉子保第4008号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福祉子保第4008号
16	令和7年3月21日こ成安第45号・6教参考第52号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	こ成安第37号

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 事業の内容の状況 (1)事業の内容	<p>省令に基づき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものに準じ、事業を実施すること。</p> <p>1 一般型一時預かり事業 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設置運営基準」という。））を遵守すること。 養護及び教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。 (保育の内容に係る要件) (1) 世田谷区一時預かり事業 一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）による保育は、次の要件を満たすものであることを要するものとする。 (ア) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）に準拠したものであること。 (イ) 児童票等を作成するとともに、連絡帳等により保護者との連絡を密にしながら実施するものであること。 (ウ) (ア)及び(イ)の規定は、一時預かり事業による保育を受ける児童とその他の児童との交流を図ること及びその他の弹力的な処遇を行うことを妨げない。一時預かり事業による保育を受ける児童の処遇に支障のない限り、一時預かり事業を実施する施設の状況に応じて保育士以外の当該施設の職員の協力を得ることも同様とする。 (2) ほっとステイ事業 (エ) ほっとステイ事業は、一時預かり事業を時間単位で行うものとし、設置運営基準第35条の規定に準じ次に掲げる事項を行うものとする。 ① 身の回りの世話に関すること。 ② 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。 (オ) 区長は、預かり中の児童の負傷、疾病等の防止に努め、異常があると認められる場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、医師の診療を受けさせる等の適切な措置を講じなければならない。 (カ) また、区長は、事業の承認をした者に対し、預かり中の児童の負傷、疾病等の防止に努めさせ、異常があると認められる場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、医師の診療を受けさせる等の適切な措置を講じさせるものとする。</p>	<p>1 事業の内容は適切か。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」4(1)③ (3) 保育所保育指針第1章 (4) 世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱 第8条</p> <p>(5) 世田谷区ほっとステイ事業実施要綱 第3条、第3条第2項・第3項</p>	<p>(1) 事業の内容が適切でない。 (2) 事業の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 幼稚園型一時預かり事業</p> <p>(1) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の内容に関する事項</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項</p>				
(2)虐待等の行為	<p>職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による1、2又は4の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</p> <p>④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 児童虐待防止法第2条、第3条</p>	<p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <p>(2) 一部不適切な行為がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(3)休息等の状況	子どもの発達過程に応じて、安全な環境の下で休息を取ることができるようにすること。	<p>1 午睡等の適切な休息をとっているか。</p> <p>2 午睡時の安全対策を講じているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ</p>	<p>(1) 午睡などの適切な休息を全くとっていない。</p> <p>(2) 休息のために適切な環境を確保していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4)乳幼児突然死症候群の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止	<p>乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。</p> <p>1歳以上であってもこどもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めのこどもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかりと確認できること。（採光、布団等が顔にかぶつてないか） ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 (0～1歳児は5分に1回、2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず大人が見ていること。（こどもから目を離さない、子ども全員が見える位置につく、死角を作らない。） ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。こどもを1人にしない。（こどもだけにしない。） ・保育室内は禁煙を徹底する。 ・日々、個々の体調確認の徹底（個々の病気の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員の同志の情報共有等） <p>参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府）</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群 (SIDS) の発症率を低くする取組み予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。 <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、第3章3(2)ア、イ (2) 30福保子保第3635号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 30福保子保第3635号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p> <p>(1) 睡眠時チェック表を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	C B C B
(5)保護者との連絡状況	<p>常に子どもの保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。</p> <p>入所時には、保育方針、保育時間、休所日等の事業の内容をしおり等の文書をもって保護者に周知徹底する必要がある。</p> <p>保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解に努めること。</p> <p>児童票等を作成するとともに、連絡帳等により保護者との連絡を密にしながら実施するものであること。</p>	1 保護者との連絡は十分か。	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア (2) 世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱 第8条第1項第2項</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	C B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6)児童の安全管理の状況	保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・施設外保育時に複数の保育士が対応しているか。	1 児童の事故防止に配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B
(7)事故発生時の対応	1 事故により障害等が発生した場合には、子供の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子供のかかりつけ医等と相談し、適切な処理を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。 2 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。 ① 死亡事故 ② 治療に要する期間が30日以上の府省や疾病等を伴う重篤な事故等 ③ 感染症もしくは食中毒の発生または発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ④ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑤ その他、児童の生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 (事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。) 1 報告対象となる事故を区に、速やかに報告しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 5福祉子保第4008号 (3) こ成安第37号 (1) 児童福祉法施行規則第36条の35第2項 (2) こ成安第44号 (3) こ成安第37号	(1) 事故発生時に適切な処置がとられていない。 (2) 事故発生時に適切な処置が不十分である。 (1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(1) ほっとステイ事業 地区展開型事業は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、区長の承認を受けたものが実施するものとし、区長は別に定めるところにより補助金を交付する。 区長は、実施施設に、次に掲げる場合においては、速やかに区長へ届け出させなければならない。 (1) 児童を預かることができない事情が生じた場合 (2) 児童に事故が発生した場合</p> <p>(8)届出内容の変更（建物設備を除く。） 施設の届出事項に変更が生じたときは、変更届を提出することが必要である。 (変更届出事項) ア 事業の種類及び内容 イ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） ウ 条例、定款その他の基本約款 エ 職員の定数及び職務の内容 オ 主な職員の氏名及び経歴 カ 事業を行おうとする区域（区の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、区の名称を含む。） キ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ケ 事業開始の予定年月日</p>	1 届出事項の変更を届け出ているか。	<p>(1) 世田谷区ほっとステイ事業実施要綱 第6条第7項</p> <p>(1) 児童福祉法第34条の12第2項 (2) 児童福祉法施行規則第36条の33</p>	(1) 届出事項の変更を届け出ていない。	C
2 職員配置	<p>1 一般型一時預かり事業 規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1／2以上とすること。 当該保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。 ただし、保育所等と一緒に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができること。 また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ。）がおおむね3人以下である場合には、家庭的保育者（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。）第23条第2項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者をいう。）を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。</p>		<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) こ成保第191号別紙「一時預かり事業実施要綱」</p>	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(1) 世田谷区一時預かり事業 一時預かり事業に専ら従事する保育士を2名以上（保育室において一時預かり事業を実施する場合にあっては、1名以上）配置することができる。</p> <p>(2) ほっとステイ事業 (ほっとステイ地域展開型事業) 区長は、地域展開型事業の実施の委託を受けた者に、設置運営基準第32条の規定に準じた必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊技場を除く。）を設けた、専ら地域展開型事業の実施に使用する部屋を確保するとともに、設置運営基準第33条第2項の規定に準じた数の職員を配置させ、地域展開型事業の実施に当たらなければならない。ただし、利用登録の手続預かり中の児童に起こりうる様々な事態等に的確に対応するため、子育てに関する相談の経験又は育児及び保育の経験が豊富な者を職員に充てること。</p> <p>(ほっとステイ地区展開型事業) (ア) おでかけひろば活用型事業 実施に当たっては、子育て支援に関して相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置すること。専任の者のうち1名以上は、保育士の資格を有し、保育について経験豊富である者を充てること。また、専任の者のうち保育士の資格を有しない者にあっては、区長が別に実施する研修又は相当と認めた研修を受講し、及び修了した者（以下「研修修了者」という。）を充てること。ただし、おでかけひろばの職員（地区展開型民営事業に従事する者であって、保育士又は研修修了者であるものをいう。）の支援を受けられる場合には、保育士の資格を有する者を1名とすることができます。</p> <p>(イ) 一般型事業 実施に当たっては、子育て支援に関して相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置すること。専任の者のうち1名以上は、保育士の資格を有し、保育について経験豊富である者を充てること。また、専任の者のうち保育士の資格を有しない者にあっては、研修修了者を充てること。</p> <p>2 幼稚園型一時預かり事業 規則第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読み替え）及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること（ただし、当分の間の措置として1/3以上とすることも可）。</p>		<p>(3) 世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱 第4条 (4) 世田谷区一時預かり事業運営費補助要綱 (5) 世田谷区単独一時預かり事業運営費補助要綱 (6) 世田谷区ほっとステイ事業実施要綱 第5条第1項第4号・5号 (7) 世田谷区ほっとステイ事業実施要綱 第6条第3項第5号</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項 第2号ロ、ハ (2) こ成保第191号別紙「一時預かり事業 実施要綱」</p>		

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>当該教育・保育従事者の数は2名を下することはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名とすることができる。</p> <p>また、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、（ア）に掲げる者又は（イ）から（オ）までに掲げる者で市町村が適切と認める者とすること。なお、（イ）から（オ）までに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的に実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。</p> <p>（ア） 厚生労働省が定める子育て支援員研修における一時預かり事業又は地域型保育の専門研修を修了している者又は厚生労働省が定める家庭的保育事業ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者 （イ） 小学校教諭普通免許状所有者 （ウ） 養護教諭普通免許状所有者 （エ） 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者 （オ） 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）</p>		(3) 世田谷区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱 第8条		
3 建物設備等の管理					
(1)建物設備の状況	<p>1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、規則及びその他の法令を満たす必要がある。</p> <p>・非常口は避難に有効な位置に2か所2方向設置。（1階保育室も2方向）</p> <p>・保育室等がある建物は、ア新耐震基準により建築された建物、イ耐震診断により安全性が確認された後に開設しているか。</p> <p>2 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。</p> <p>3 建物設備等の内容変更により、省令を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。</p> <p>また、面積が増加する場合も内容変更の届出をする必要がある。</p> <p>届出関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えているか。</p> <p>3 建物設備等の届出内容と現状に相違がないか。また、変更する場合、届出をしているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35</p> <p>(2) 新耐震基準（昭和56年6月1日）</p> <p>(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ホ、第2号ホ</p> <p>(1) 児童福祉法第34条の12第2項</p>	<p>(1) 構造、設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えていない。</p> <p>(1) 建物設備等の届出内容と現状に著しい相違がある。</p> <p>(2) 届出内容と現状に相違がある。</p> <p>(3) 内容変更を届け出ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>4 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。 ・乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3m²（有効面積）以上。 ・保育室又は遊戲室は満2歳以上の幼児1人につき1.98m²（有効面積）以上。 ・ほっとステイ事業にあっては、児童1人について3.3m²以上。</p> <p>5 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戲室には、保育に必要な用具を備えなければならない。</p>	<p>4 利用児童に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>5 保育に必要な用具が備えられているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号イ、第2号イ</p>	<p>(1) 基準面積が不足している。</p>	C
(2) 建物設備の安全、衛生	<p>1 設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの人に対する危険防止に十分な考慮を払って設計されなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>2 利用者が使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。</p> <p>建築物 3年毎（※） 建築設備 每年（※） 防火設備 每年（※） 昇降機 每年</p> <p>※300m²を超える規模の又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500m²未満のものは除く。</p>	<p>1 構造設備に危険な箇所はないか。</p> <p>2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。</p> <p>3 保育室、便所等設備が清潔であるか。</p> <p>4 施設内にある用具（寝具、遊具等）が清潔であるか。</p> <p>5 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3</p> <p>(1) 建築基準法第12条第1項～第4項</p>	<p>(1) 用具等が備えられていない。</p> <p>(2) 用具等の備えが不十分である。</p> <p>(1) 構造設備に危険な箇所がある。</p> <p>(2) 備品が損傷して危険がある。</p> <p>(3) 危険物が放置されている。</p> <p>(4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。</p> <p>(1) 採光・換気等が悪い。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。</p> <p>(2) 衛生管理が不十分である。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。</p> <p>(2) 衛生管理が不十分である。</p> <p>(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>